

2018年12月12日

各位

三井住友信託銀行株式会社

**三井住友信託ファンドラップに係る投資顧問報酬(固定報酬)の特定口座内での取り扱いについて**

三井住友信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます)は、「三井住友信託ファンドラップ」※<sup>1</sup>(以下、「ファンドラップ」といいます)において、特定口座をご利用のお客さまにつき、2019年1月から投資顧問報酬(固定報酬)を、特定口座内で税務上の費用として認識する取り扱いを開始いたします。

これまで、ファンドラップのお取引に関する税計算において、「投資顧問報酬等の必要経費計上」等の特例をご利用いただく際には、それぞれ確定申告をしていただく必要がありました。今般の取り扱い開始により、「投資顧問報酬等の必要経費計上」のために確定申告を行っていただく必要がなくなります。

1. 投資顧問報酬(固定報酬)の特定口座内での取り扱い

2019年1月以降、投資顧問報酬(固定報酬)※<sup>2</sup>の引き落としの都度、当該金額を特定口座内で税務上の費用として認識し、年初からの特定口座内の譲渡損益と投資顧問報酬(固定報酬)とを通算します。その際に、譲渡益税の源泉徴収額が徴収過多となっている場合には、ファンドラップの待機資金であるMRF(マネー・リザーブ・ファンド)に対し、徴収過多となっている源泉徴収額を還付いたします。

2. 確定申告について

上記1. は2019年1月以降の取り扱いとなるため、2018年1月から12月までの投資顧問報酬(固定報酬)を税務上の費用として計上するためにはこれまでと同様に2019年に確定申告が必要となります。

なお、ファンドラップのお取引において一般口座をご利用いただいている場合で投資顧問報酬(固定報酬)を税務上の費用として計上するためには、確定申告が必要となります。

また、「上場株式等の譲渡損失の繰越控除等の特例」を適用する場合などにも、確定申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

<確定申告の要否(参考)>

	2018年分	2019年分
特定口座における投資顧問報酬(固定報酬)の費用計上	必要	不要
一般口座における投資顧問報酬の費用計上	必要	必要

ご不明な点については、お取引店またはお近くの当社本支店までお問い合わせください。

※<sup>1</sup> ファンドラップは、お客さまとの投資一任契約に基づき、運用にかかる投資判断や売買、管理などをお客さまに代わって一括して行う商品です。詳細な商品性については、[こちら](#)からご確認ください。

※<sup>2</sup> 固定報酬型における投資顧問報酬と、成功報酬併用型における固定報酬部分を指します。

以上

## 三井住友信託ファンドラップに関してご注意いただきたい事項

### ■三井住友信託ファンドラップにおけるリスクについて

三井住友信託ファンドラップは、国内投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用による損益は全てお客さまに帰属します。

投資対象とする投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)、および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価額は変動し、損失が生じるおそれがあります。

また、外貨建の投資信託に関しては、各国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。

### ■お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

#### (1)直接ご負担いただく費用

投資顧問報酬には、固定報酬型と成功報酬併用型があります。お客さまの運用資産の時価評価額(時価残高)に対して、固定報酬型は上限 年率 1.512%を乗じた額、成功報酬併用型は上限 年率 1.0044%の固定報酬に、運用成果の額の 16.2%の成功報酬を加算した額をお支払いいただきます。固定報酬については、新規契約時の運用開始日の 2 年後および 5 年後応当日が属する四半期の翌四半期以降、それぞれ当初の 70%および 50%の料率を適用します。

#### (2)間接的にご負担いただく費用

投資対象となる国内投資信託については、信託報酬(信託財産に対し最大年率 0.918%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬がかかる場合があります。)をご負担いただきます。

また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。

詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

### ■その他重要なお知らせ

三井住友信託ファンドラップは預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。

三井住友信託ファンドラップにはクーリング・オフ制度は適用されません。

ご契約のお申し込みの有無により、当社とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会